

官公需確保対策関連の事業

1 一般物品、委託及び役務に係る集中調達

(1) 電子入札の導入

- 平成18年3月から、物品調達について電子調達システムにより電子入札を開始。
- 平成19年4月から、県内企業（県内に本店、支店、営業所等を有する事業者）に限定した制限付き一般競争入札を電子入札により実施。
地方機関の物品調達についても、電子調達システムによる入札を開始。
- 平成20年6月からは、委託・役務等についても電子調達システムによる入札を開始。（ただし、本庁分のみ）
- 鳥取県の場合、物品及び役務の競争入札参加資格者名簿に登録されている地元企業の大半は中小企業者。
※地元企業：県内に本店を有する事業者

※入札制度および電子入札対象案件等の詳細（要綱など）を確認のこと。

【問合せ先：総合事務センター（物品契約課）】

◆鳥取県物品電子調達ウェブサイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>

- なお、少額物品（20万円未満）については、各所属で購入（大半は県内企業に随意契約）を行っている。

(2) 印刷物調達の際の取り組み

- 従前より印刷物の入札は、原則として、入札条件に「印刷業者においては、県内に自社の印刷設備を有し、その設備を用いて印刷を行うこと。（印刷の外注は原則として認めない。）」と明記しており、県内印刷業者との契約を原則としている。（県内印刷業者は中小企業者）
- 従前より印刷物の入札は、原則として、入札条件に「印刷業者においては、県内に自社の印刷設備を有し、その設備を用いて印刷を行うこと。（印刷の外注は原則として認めない。）」と明記しており、県内印刷業者との契約を原則としている。（県内印刷業者は中小企業者）

(3) 最低制限価格制度の導入

- 平成22年1月から印刷物の発注において、契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格制度を実施。（予定価格20万円以上のオフセット印刷が対象。）
- 平成24年4月からは、看板制作業務について、最低制限価格制度を実施。（予定価格100万円以上の看板類の制作が対象。）

2 用品調達の際の取り組み

(1) 一般用品

- 従前より県で使用する一般用品（コピー用紙、各種ファイル等の事務用品）の契約に際しては、競争入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者との指名競争入札を行っている。（令和2年度発注分にかかる入札から電子入札へ移行）
- 鳥取県の一般用品指定品目は約290品目あり、3地区毎に入札を行い、県内企業の入札機会の確保を行っている。（殆どは中小企業者）

(2) 石油製品調達の際の取り組み

- 従前より鳥取県での石油製品（ガソリン、重油、軽油、灯油等）の調達は、鳥取県内の官公需適格組合である鳥取県石油協同組合と契約を締結しており、県内組合員から調達している。

令和2年度官公需確保対策地方推進協議会資料

鳥取県県土整備部

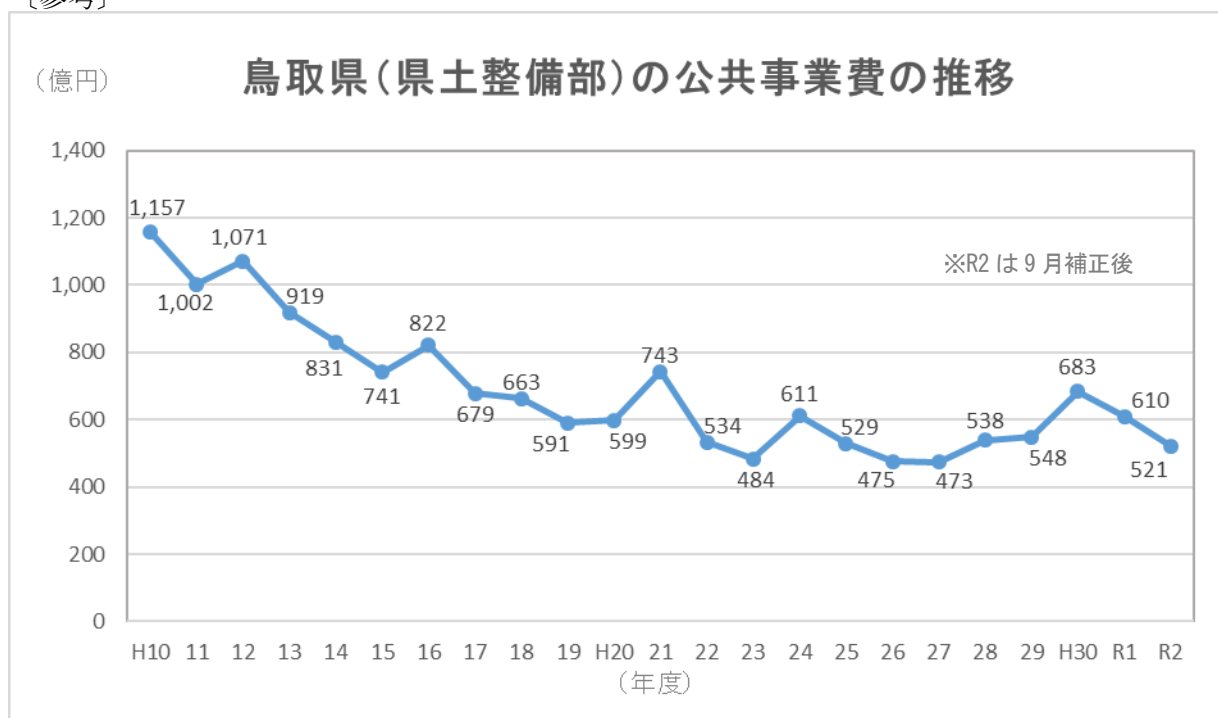
◆当部で取り組む官公需確保対策等

- 1 県内業者優先発注による受注機会の確保（建設工事・測量等業務）
 - 2 下請業者への配慮（建設工事）
 - (1) 県発注工事において、下請業者は県内業者を活用するよう契約で義務付けている。
 - (2) 県内下請業者が活用できるにもかかわらず、県外業者と下請負契約を締結した場合は、契約違反として資格停止等の検討を行う。（県発注工事については、施工体制台帳、施工体系図の提出を義務付け、下請契約の状況を確認している。）
 - 3 県内産の建設資材の使用（建設工事）
 - (1) 県発注工事に使用する資材については、契約上、リサイクル製品を積極的に活用することとしているが、リサイクル製品以外の工事に要する資材のルールは、次のとおりとしている。
 - ア 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - イ 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
 - (2) 県内産資材を活用できるにもかかわらず、これを使用しなかった場合は、契約違反として資格停止等の検討を行う。
 - 4 分離・分割発注による県内業者の受注機会確保（建設工事）

分離・分割発注方針をもとに、効率性や経済性を確保しつつ、県内業者の受注機会の確保を図っている。
 - 5 発注工事等の情報公開（建設工事・測量等業務）

県が発注する公共工事等に関する情報公開を行い、調達案件を幅広く周知している。
【問合せ先：県土整備部県土総務課】
「鳥取県発注工事等の情報公開のホームページ」
<http://nyusatsu.pref.tottori.jp/>
- ※ 県内業者優先発注の例外（建設工事・測量等業務）
専門的な機器の据付や、高い技術や知識が求められる場合、また、特殊な技術が必要とされ、県内業者では施工ができないとき。

[参考]



鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の概要

県 土 総 務 課
平成 29 年 3 月 23 日

建設工事の生産性向上と元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図ることによる、担い手確保・育成と建設産業の発展促進に向けて、元請負者及び下請負者が遵守すべき事項を定めた「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」（以下「指針」という。）を制定し、指針の遵守を契約条件として位置づける。

この指針には、重層下請構造の改善を図るための下請次数の制限や、県内業者の受注機会拡大を図るための下請等の県内業者の活用をはじめとして、より一層適正な下請契約に資する事項を盛り込む。

1 対象工事等

- 対象工事 県が発注する全ての建設工事
- 制 定 平成 27 年 3 月 19 日（適用：平成 27 年 4 月 1 日以降に調達公告等を行う工事から）

2 指針のポイント

区 分	内 容	備 考	
下請の次数制限	建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。）は 3 次以内、その他工事は 2 次以内 （あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。）	H29.10.1 までは従前の次数制限	
下請の県内業者活用	1 次 原則、県内業者（県内本店）に限定 （あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。）※		
	2 次 原則、県内業者に限定 （あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。）※		
※あらかじめ承認を受け県外業者（県外本店）とする場合でも、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者から優先して選定			
適正な下請契約	社 元請負者 会 全ての業者が義務（入札参加資格の要件） 保 1 次下請 険 全ての 1 次下請負者の加入が義務 等 2 次以下の下請 加 負人 入	全ての 2 次下請負者の加入が義務 *やむを得ず未加入業者と下請契約を締結する場合は、元請負人は「保険未加入者選定報告書」を県へ提出	H29.10.1 までは加入努力。 元請負人が下請負人を加入指導
	適正な価格での下請契約の確保	少なくとも、該当する県の設計額の直接工事費相当額とこれに必要な法定福利費の額を合算した額を確保するとともに、必要な間接工事費及び企業経営上必要な費用を加えた金額を確保した下請契約の締結に努力	下請予定者に対して、書面により標準見積書の提出を依頼
	建設労働者の適切な賃金水準の確保	公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保することに努力	
	県工事の参加全業者に適正化指針の遵守を求める仕組みづくり	下請に出す際に指針遵守規定を設けることを契約条件とし、県と契約関係のない下請負人にも指針遵守を義務付ける仕組みを構築	

3 指針の実効性確保

- 元請負人に対して、下請契約書に「指針の遵守」規定を追加条項として義務づけ、2 次下請以下についても同措置することを契約条件として要請
- 下請注文者（元請負人含む。）は、「下請契約遵守事項報告書」を作成し契約内容等の適否を自ら確認するとともに、施工体制台帳と同時に同報告書を県に提出し、県はこれを確認・指導及び完成検査で評価
- 「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」に基づく現場実態調査時に確認・指導